２０年第１２９回地方公共団体金融機構債券
発　　行　　要　　項

１．債 券 の 名 称　２０年第１２９回地方公共団体金融機構債券
２．債 券 の 総 額　金１５０億円
３．社債、株式等の振替に関する法律の適用　本機構債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成１３年法律第７５号）の規定の適用を受けるものとする。
４．各機構債券の金額　１，０００万円
５．利　　率　年３．８７１パーセント
６．払 込 金 額　額面１００円につき金１００円
７．償 還 金 額　額面１００円につき金１００円
８．償還の方法及び期限
(1) 本機構債券の元金は、令和２８年１０月２６日にその総額を償還する。
(2) 償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
(3) 買入消却は、いつでもすることができる。
９．利息支払の方法及び期限
(1) 利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和９年３月２８日を第１回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年３月２８日及び９月２８日の２回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
(2) 払込期日の翌日から令和９年３月２８日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。
(4) 償還期日後は、利息をつけない。ただし、償還期日に本機構債券の償還を怠った場合には、償還期日の翌日から実際に当該償還が行われた日までの日数につき本要項第５項に定める利率により計算される金額（以下「経過利息」という。）を支払う。経過利息は、半箇年の日割をもって計算する。
10. 担　　保　本機構債券の債権者は、地方公共団体金融機構法（平成１９年法律第６４号）の規定により、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の財産について他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
11. 募集の受託会社
(1) 地方公共団体金融機構法第４０条第４項に基づく本機構債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。
(2) 受託会社は、本機構債券の債権者のために弁済を受け、又は本機構債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
(3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び機構と受託会社との間の令和８年１０月１４日付２０年第１２９回地方公共団体金融機構債券募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。
12. 期限の利益の喪失事由　本機構債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 機構が本要項第８項又は第９項の規定に違背し、５営業日以内に履行又は治癒されないとき。
(2) 機構が発行する本機構債券以外の債券、地方公共団体金融機構法附則第９条第１項の規定により機構が公営企業金融公庫より承継した債務に係わる債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても５営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、５営業日以内にその履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が５０億円を超えない場合は、この限りではない。
(3) 法令により、本機構債券の償還期日前に機構が解散することが決定され、かつ、本機構債券の債務が継承されないことが明らかとなったとき。
(4) 機構に倒産処理手続きに係わる法律が適用され、当該法律に基づき、機構に対して倒産処理手続き又はそれに類した手続きが開始されたとき。
13. 公 告 の 方 法　機構又は受託会社は、本機構債券に関し、本機構債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令又は委託契約に別段の定めがあるときを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各１種以上の新聞紙にこれを掲載することにより、これを公告する。ただし、受託会社が、本機構債券の債権者のために必要でないと認めた場合は、官報又は新聞紙への掲載を省略することができる。
14. 債券原簿の公示　機構は、その本店に本機構債券の債券原簿を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
15. 本要項及び委託契約の公示　本要項及び委託契約の謄本は機構及び受託会社の各本店で、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
16. 本要項の変更
(1) 機構は、本機構債券の債権者に不利益を与えない事項については、受託会社と協議のうえ、本要項を変更することができる。
(2) 前号に基づき本要項が変更されたときは、機構はその内容を公告する。ただし、機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。
17. 本機構債券の債権者集会
(1) 本機構債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本機構債券の全部についてするその支払の猶予その他本機構債券の債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。
(2) 債権者集会は、東京都において行う。
(3) 債権者集会は、機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の３週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
(4) 本機構債券総額（償還済みの額を除く。また、機構が有する本機構債券の金額はこれに算入しない。）の１０分の１以上に当たる本機構債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。
(5) 本機構債券の債権者は、債権者集会において、その有する本機構債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。
(6) 前号の規定にかかわらず、機構は、その有する本機構債券については、議決権を有しない。
(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本機構債券の債権者をいう。以下同じ。）の議決権の総額の５分の１以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総

額の３分の２以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。

①債権者集会の招集の手続き又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき

②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき

③決議が著しく不公正であるとき

④決議が本機構債券の債権者の一般の利益に反するとき

(9) 本機構債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本機構債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。

(10) 債権者集会の決議は、本機構債券を有する全ての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。

(11) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手続きは機構と受託会社とが協議して定め、本要項第１３項に定める方法により公告する。

(12) 本項の手続きに要する合理的な費用は機構の負担とする。

18. 申 込 期 日　令和８年１０月１４日

19. 募 入 方 法　応募超過の場合は、本要項第２１項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払 込 期 日　令和８年１０月２３日

21. 引受並びに募集の取扱者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社（代表）

大和証券株式会社（代表）

みずほ証券株式会社（代表）

22. 振 替 機 関　株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人　本要項第２２項の振替機関が定める振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則、業務処理要領に基づく本機構債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれを取り扱う。